

千葉県競輪事業施設整備基金条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第54号

千葉県競輪事業施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市は、競輪事業に必要な施設の整備のため、千葉県競輪事業施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市が行う第1条に規定する施設の整備に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 千葉市競輪事業基金条例（平成20年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市競輪事業運営基金条例

第1条中「競輪場の施設の整備及び」を削り、「千葉市競輪事業基金」を「千葉市競輪事業運営基金」に改める。

第6条中「競輪場の施設の整備及び」を「本市が行う第1条に規定する」に改め、「必要な」の次に「経費の」を、「限り、」の次に「予算の定めるところにより、その全部又は一部を」を加える。